

子どもの豊かな成長を

ともに支えはぐくむまち(守口)



平成28年3月

守口市

目 次

第1章 計画(分冊)の概要	
1. 計画(分冊)策定の背景と趣旨]
2. 計画(分冊)の位置づけと期間	2
3. 計画(分冊)の基本的な考え方	3
4. 計画(分冊)の推進	ç
第2章 守口市次世代育成支援後期行動計画の評価と課題	
1. 施策の取組み状況	. 1
第3章 施策目標別の展開	
「第3章 施策目標別の展開」の見方	:
施策目標1. 子どもの豊かな成長支援	
施策目標2.子どもが安全に育つための環境づくり	
施策目標3.子どもの人権尊重と権利擁護の推進	
施策目標4.子育てにゆとりがもてる環境づくり	
施策目標 5. 子育てと仕事の両立支援2	25
施策目標6. 地域力の活用による子育て支援2	26
補遺	3(
各種事業・取組みの掲載先一覧	3]
守口市子ども・子育て支援事業計画の事業・取組みの総数	35
資料編	
1. 守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会規則	37
2. 守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会委員名簿	
3. 計画(分冊) 策定の経緯3	
4. 「守口市子ども・子育て支援事業計画(分冊)(案)」に係るパブリックコメントについて 4	
5. 計画の体系	
6. 用語集	

■ 用語解説

計画書の本文や図表中において、用語の右上に「**」のついている語句については、巻末の 資料編「6.用語集」にて用語の説明を記載しています。

なお、本文中の「就学前」は「小学校就学前」のことを指します。

第1章 計画(分冊)の概要

1. 計画(分冊)策定の背景と趣旨

(1)計画(分冊)策定の背景

近年わが国の少子化は、ますます進行し、平成17年(2005年)には合計特殊出生率*が1.26まで低下しましたが、平成18年(2006年)以降はわずかながら増加に転じ、平成26年(2014年)では1.42となっています。しかし依然として、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率2.08を下回っている状況が続いており、この流れは今後も続くと予想されています。

平成15年(2003年)には次世代育成支援対策推進法*が制定され、家庭と事業者、行政が一体となって次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために、地方公共団体、一般事業主*および特定事業主*に各々の行動計画の策定が義務付けられました。

これを踏まえ、地方公共団体、一般事業主および特定事業主の各々が健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会や、多様な働き方・生き方が選択できる社会などの実現に向けた取組みを進めてきました。

次世代育成支援対策推進法は10年の時限立法でしたが、現在、子どもがすこやかに生まれ育成される社会が実現したとまでは言えず、次世代育成支援対策の取組みを更に充実していく必要があることから、同法の有効期限が10年間延長され、市町村行動計画の策定は各市町村の判断に委ねられました。これを踏まえ、本市では、平成26年度(2014年度)に「守口市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本編」という。)を次世代育成支援行動計画*の一部と兼ねて策定しました。

(2)計画(分冊)策定の趣旨

この計画(分冊)は、子どもの健全育成や次代の親の育成、社会教育など、昨年度策定した本編で「次期次世代育成支援行動計画で検討」することとなった事業・取組みについて、その内容・今後の展開を明らかにし、本編と合わせて守口市次世代育成支援行動計画として完結させるものです。

本市が平成 26 年度(2014 年度)に策定した「守口市子ども・子育て支援事業計画」は守口市ホームページに掲載しています。(http://www.city.moriguchi.osaka.jp)

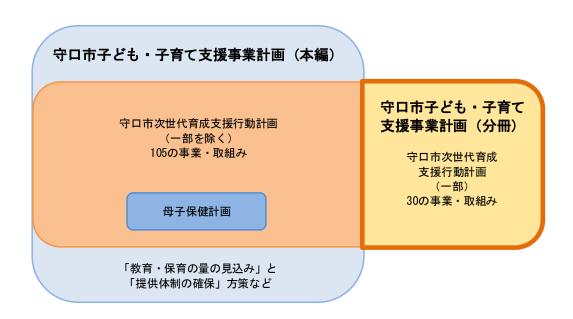
ご覧いただくときは、守口市ホームページのトップページより下記の順番で進んでください。

「 メニュー → 子育て・教育 → 支援・計画 → 守口市子ども・子育て支援事業計画 」

2. 計画(分冊)の位置づけと期間

(1)計画(分冊)の位置づけ

本編において、「次期次世代育成支援行動計画で検討」することとなった30の事業・取組みについて、国が定めた行動計画策定指針**(以下、「策定指針」という。)を踏まえ、今後の展開をこの計画(分冊)で明らかにすることにより、本編と合わせて守口市次世代育成支援行動計画として完結させるものです。



(2)計画(分冊)の期間

この計画 (分冊) の期間は、平成28年度 (2016年度) から平成31年度 (2019年度) までの 4年間とします。

また、平成31年度に次期「守口市子ども・子育て支援事業計画」を策定する際に、本編とこの計画(分冊)を一つにまとめます。

| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 | 平成36年度 | 守口市子ども・子育て支援事業計画(本編)

守口市子ども・子育て支援事業計画(分冊)

次期「守口市子ども・子育て支援事業計画」

3. 計画(分冊)の基本的な考え方

(1)基本理念と重点方針

この計画(分冊)は、昨年度策定した本編で「次期次世代育成支援行動計画で検討」することとなった30の事業・取組みについて、今後の展開を明らかにすることにより、本編と合わせて守口市次世代育成支援行動計画として完結させるものです。そのため、この計画(分冊)は本編の「第4章 計画の基本的な考え方」で定めた基本理念『子どもの豊かな成長を ともに支えはぐくむまち 守口』や重点方針のほか、以下に掲げる基本的な視点、施策目標、計画の体系については共有し、本編における考え方や策定指針と整合性を保ち構成します。

(2) 基本的な視点

「子どもの最善の利益」の実現を目指し、「子ども・子育て支援新制度*」の適切な運用を通じて子どもや子育て家庭に必要な支援を行うとともに、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、職場その他において、子育ての意義についての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるよう、以下の6つの視点から総合的な子ども・子育て支援施策を推進していきます。

①子どもの視点

一人一人の子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、生きている喜びや充実 感が得られるよう、子どもの視点に立った取組みを推進していきます。

また、障がいのある子どもの豊かな育ちと学びを支える体制を確保するとともに、教育・保育において特別な支援や配慮を必要とする子どもについては、早期の発見と対策を通じて、一人一人の成長を支える取組みを推進していきます。

②次代を担う子どもを育成する視点

子どもは次代の親であるという長期的視点から、子どもが自然とのふれあいや他人との多様なかかわりの中で、豊かな人間性とたくましく「生きる力」を養うとともに、生涯にわたる学習の基礎をつくる力を培うための取組みを進めます。

また、就学前の子どもの小学校への円滑な移行を図るため、認定こども園*、幼稚園*、保育所*および保育園(「保育所および保育園」は、以下「保育所」という。)等の教育・保育施設と小学校との緊密な連携を図り、子ども自身の戸惑いや保護者の不安の解消に努めます。

③子育て家庭を支援する視点

親が子育てに責任と喜びを感じ、子どもとの生活に安らぎや夢をもち続けられるよう、子育 てに関する不安の解消を図るため、専門的な知識や豊富な経験を持つ人材の確保、相談機能の 充実や経済的支援等、すべての子育て家庭への支援という視点に立った取組みを推進します。 また、ひとり親家庭の自立と子どもの健やかな成長を支える観点から必要な支援に努めます。

④地域社会全体での支援の視点

「子どもは社会の宝」であり、子育ては地域全体で支えるという考えのもと、家庭、教育・保育を担う施設、地域の人々、事業者および行政機関が、子どもと子育て家庭を支える担い手としてそれぞれの役割を果たすとともに、関係機関によるネットワークを活用して連携・協働し、子どもや子育て家庭に関する課題の解決に当たるという視点に立った取組みを推進していきます。また、保護者による養育を支援することが特に必要な子どもに対しては、子どもの権利を擁護する観点からさまざまな地域資源を活用し重層的なセーフティーネットを確保する取組みを推進します。

⑤待機児童の解消と就学前の教育・保育に関する選択肢の拡大の視点

「子ども・子育て支援新制度」では、保育の必要性の有無にかかわらず就学前の教育・保育が受けられる認定こども園制度に関する認可や指導監督、財源措置の一本化等の改善や家庭的保育事業等による保育の充実が図られます。また、子育てサービスの利用支援や地域の実情に合わせて行われるさまざまな支援サービスの法的位置づけが明確化されます。

これら新たな制度を最大限に活用し、待機児童の解消を図るとともに、就学前の教育・保育に関する子ども・保護者の選択肢を拡大する視点に立った取組みを推進していきます。

⑥ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) ※実現の視点

就労中または就労の継続を希望する保護者が、子どもと過ごす時間を確保しながら無理なく 仕事を続けることができるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現とい う視点に立った取組みを推進します。

また、仕事と家庭生活の両立を実現するためには、現状では特に男性の育児への参加が重要であることから、必要な環境整備を促進する観点から事業者に対する啓発等の取組みを推進します。

(3) 施策目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと、次の6つの施策目標を設定し、子ども・子育て支援法*や次世代育成支援対策推進法の趣旨、子ども・子育て支援法に基づく基本指針や策定指針等を踏まえながら、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の量的拡大および質的向上を実現していくための基盤整備を行い、包括的な子ども・子育て支援の枠組みの確立を目指します。

①子どもの豊かな成長支援

小児医療や妊婦・乳幼児健診、保健指導の充実等を通じて、子どもと母親の健康を守り、育児不安の軽減を図ります。

就学前の教育・保育の充実を図り、小・中学校における学力や体力の向上に向けた取組みを 進めます。

「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、市内の教育・保育施設の認定こども園への移行を 促進し、より多くの子どもたちが就学前の教育の機会を得られるよう新制度の適切な運用に取 り組んでいきます。

現在の公立幼稚園については、望ましい教育環境で、生涯にわたる学習の基礎を培うという 観点から、現在の規模を見直すとともに認定こども園への移行を進めます。

障がいのある子どもが、より豊かに育ち、学ぶことができるよう、支援体制の充実と教育・ 保育の環境整備に努めるとともに、保護者への支援に取り組んでいきます。

また、教育・保育において特別な支援や配慮を必要とする子どもの早期発見と成長段階に応じた適切な対応が可能となるよう、臨床心理士等による高い専門性を確保した総合的な支援体制の整備を図り、関係機関との連携を強化します。

②子どもが安全に育つための環境づくり

子どもを交通事故や不慮の事故、犯罪被害から守る取組みを推進します。子どもを守るため、 安全を確保するための知識や防犯意識の啓発、警察等の関係機関や地域の各種団体との連携強 化を図り、子どもが安全に育つまちづくりを目指します。

また、市内の教育・保育施設における早期の耐震化に努めます。

③子どもの人権尊重と権利擁護の推進

子育てに関する相談・支援体制の充実に取り組み、児童虐待の未然防止を図るとともに、早期発見と早期対策を行うため関係機関と密接に連携していきます。また、学校における人権教育やこころの教育を充実させ、いじめの防止や子どもの立ち直りへの支援に努めるとともに、市民への人権啓発および地域における人権学習の機会の充実を通じて、子どもの人権を守る高い意識をもつ社会の実現を目指します。

4)子育てにゆとりがもてる環境づくり

子育でがストレスなくできる環境づくりを、子育でバリアフリー*の観点と子育でに関する不安の解消の観点、さらには経済的な負担の軽減の観点から進めます。具体的には、道路のバリアフリー化、安全に楽しく遊べる公園づくり、子育でに便利な施設・設備の普及等子育でを支援する観点からの都市基盤づくり、子育でに役立つ情報の積極的な発信および相談窓口の充実と周知、認定こども園等での地域子育で支援事業等を通じて在宅子育でへの支援を促進するとともに、子育で中の親同士の交流促進、外国人へのわかりやすい子育で情報の提供等、子育で環境の充実を目指します。

⑤子育てと仕事の両立支援

待機児童ゼロを目指し、働きながら子育てをしている人たちのニーズに応え多様な保育サービスの充実を図ります。

認定こども園、幼稚園および保育所等の教育・保育施設の特色や特長を生かしながら待機児童を効果的に解消するためには、保育ニーズのみの0~2歳児には保育所や認定こども園、地域型保育事業*者等確実な受け皿を確保する一方、就学前の教育・保育の両方のニーズがある3~5歳児については、幼稚園での預かり保育や認定こども園による受け皿の確保が有効です。そのため、「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴う市内の私立の教育・保育施設の認定こども園への移行、認可外の保育施設等*が提供する地域型保育事業の動向等を踏まえ、私立の教育・保育事業者が認定こども園に移行し守口市の待機児童の解消に資するために必要な支援、地域型保育事業を行う事業者への適切な支援を行うとともに、公立保育所にあっては、公立施設としての責任と役割を明確化し施設数の集約化を行いながら認定こども園への移行を進めます。また、病児・病後児保育*など多様なニーズに対応するため、必要な支援を行います。

現在、すべての小学校で実施している放課後児童健全育成事業**(もりぐち児童クラブ:入会児童室)についても引き続き取り組んでいきます。

また、ひとり親家庭に対しては、母子・父子自立支援員*の確保による相談体制の充実や就業支援、子どもの保育所への優先的な入所、子育て短期支援事業*の実施等、ひとり親家庭の自立と子どもの健やかな成長のために必要な事業の推進に努めます。

さらに、男女がともに子育てをする意識の啓発に努め、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現できる社会を目指して、育児休業の取得促進、労働時間の短縮、テレワーク*の導入等子育で世代の働き方の改善を促進するため、事業者への啓発等を図り、就労中または就労を希望する保護者が子どもと過ごす豊かな時間を確保できる環境整備を目指します。

⑥地域力の活用による子育て支援

家庭内では核家族化が進行し、地域においては少子高齢化や共働き世帯の増加等に伴って、いわゆる「向こう三軒両隣」といった住民どうしの昔ながらの付き合いが少なくなり、若い人が出産や育児に関して相談できる人が少なくなっています。

このような中、地域の子育てサークルへの参加や世代間交流の場等は、子育てをしていく上 で必要な知恵の獲得や不安の解消に大きな役割を果たしています。

また、子どもを犯罪等から守る取組みも、多くの地域住民の理解と協力が不可欠です。

現在、すべての小学校で実施している放課後における子どもの居場所づくりについても、地域の方々の協力を得ながら引き続き取り組んでいきます。

また、保護者による養育を支援することが特に必要な子どもに対しては、地域のさまざまな 資源を活用するとともに、関係機関との連携の強化を図ります。さらに、個人情報の管理に細 心の注意を払いながら、子どもの健やかな成長を守り保護者を支えるために必要な措置を機動 的にとることができるよう体制の整備を目指します。

「子どもは社会の宝」、「子育ては社会全体で支えるもの」との認識に立ち、地域力による温かい子育ての輪が広がるまちづくりを目指します。

(4)推進項目

6つの施策目標を更に推進項目として展開し、その内容に沿った事業・取組みの内容や今後 の展開を示し、推進していきます。

(5)計画(分冊)の体系

守口市子ども・子育て支援事業計画における体系図は次のとおりです。

【守口市子ども・子育て支援事業計画の体系】

基本理念 子どもの豊かな成長を ともに支えはぐくむまち 守口 施策目標 推進項目 1. 子どもの豊かな成長支援 1. 子どもと母親の健康確保 2. 就学前の教育・保育の充実 3. 生きる力を育む教育環境の整備 4. 思春期保健対策の充実 5. 次代の親の育成支援 6. 食育の推進 7. 特別な支援が必要な子どもへの対応 2. 子どもが安全に育つための 1. 子どもの安全確保 環境づくり 2. 安全・安心まちづくりの推進 3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 3. 子どもの人権尊重と 1. 人権擁護の推進 権利擁護の推進 2. 児童虐待防止策の充実 3. 子どもの立ち直り支援 4. 子育てにゆとりがもてる 1. 子育てバリアフリーの推進 環境づくり 2. すべての子育て家庭への支援 3. 子育て中の社会参加支援 5. 子育てと仕事の両立支援 1. 親の就労と子育ての両立への支援の推進 2. ひとり親家庭等の自立支援の推進 3. 男女共同子育ての推進 4. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現 6. 地域力の活用による 1. 子育て支援のネットワークづくり 子育て支援 2. 世代間交流の推進 3. 家庭教育への支援の充実 4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実 5. 子どもの居場所づくり 6. 犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援

4. 計画 (分冊) の推進

(1) 計画(分冊)の推進体制

この計画(分冊)の推進にあたっては、守口市は、国や大阪府との連携はもちろん、市民、地域、関係団体や子育てに係る事業者等と連携し、それぞれの主体が子どもの最善の利益を守るという立場に立って、自らの役割を果たしながら協働による取組みを進められるよう努めます。

さらに、より望ましい子育て環境をできるだけ早期に実現するため、市の各組織・部局間の 連携体制を確立し、組織の垣根を越えた多角的な取組みを進めます。

また、本編及びこの計画(分冊)に掲載している事業のみならず、社会情勢の急激な変化にも柔軟に対応し、新たな課題にも積極的に取り組み、必要な施策の推進に努めます。

(2)計画(分冊)の広報・啓発

この計画(分冊)に掲げる事業の推進にあたっては、本編の基本的な考え方や方向性を踏まえ、市民、地域、子育でに係る事業者、関係機関等の理解と協力を得て取り組んでいきます。 また、広報紙、市ホームページ等の媒体の活用はもとより、子育で中の保護者が利用する公 共施設等への資料の配置を含め、在宅子育で家庭へも必要な情報が届くよう効果的な方法を工 夫し、広く周知・啓発に努めます。

(3) 計画(分冊)の進捗管理

この計画(分冊)は、毎年度、事業の進捗管理を行いその結果を広報紙や市ホームページ等で公表します。

第2章 守口市次世代育成支援後期行動計画の評価と課題

1. 施策の取組み状況

「守口市次世代育成支援後期行動計画」においては、「生まれて良かった 育てて良かった ふるさと もりぐち」を基本理念に、子どもが健やかに育つこと、安心して子どもを生み育て る環境をつくること、地域の子育て力を育むことを目指し、あらゆる視点から総合的な子育て 支援を行ってきました。

「守口市次世代育成支援後期行動計画」に記載のある事業・取組みのうち、この計画(分冊)で検討する30の事業・取組みについて、その進捗状況に関して事業担当課による自己評価から現状および今後の方向性を示します。

(1) 事業評価の考察

この計画(分冊)では、本編の「第5章 施策目標別の展開」の中で、「次期次世代育成支援行動計画で検討」と記載されている30の事業・取組みのなかで、進捗が特に遅れている項目や今後力を入れていく項目について、今後の方針を検討しました。

施策目標1. 子どもの豊かな成長支援

- ・<u>推進項目4. 思春期保健対策の充実</u> (注) 守口市次世代育成支援後期行動計画 推進項目5に該当 小・中学校では授業のなかで喫煙や薬物乱用防止、犯罪防止教室などを開催し、子ども の心身の健康について自ら考える機会を設けています。
 - → 現在、社会問題となっている危険ドラッグ[※]等の薬物についても、関係機関との連携を強化し、より専門的な取組みを進めていくことで、危険性を周知し、薬物乱用の未然防止に努める必要があります。
- ・<u>推進項目5.次代の親の育成支援</u> (注) 守口市次世代育成支援後期行動計画 推進項目6に該当 次代の親となる中学校生徒たちが、子どもや家庭の大切さを理解できるように職場体験 などを通して認定こども園、幼稚園および保育所を訪問し、幼い子供とふれあいながら、子どもを生み育てることの意義を学ぶ取組みを行っています。
 - → 引き続き、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの大切さを周知して いくような取組みを行う必要があります。
 - (注)「守口市子ども・子育て支援事業計画」は「守口市次世代育成支援後期行動計画」を基に体系化していますが、本編において施策の内容等を踏まえ、施策目標1.子どもの豊かな成長支援の「推進項目2」のすべての事業を、「推進項目1」の中に組み入れました。このため、そのあとの番号が繰り上がり、「守口市子ども・子育て支援事業計画」と「守口市次世代育成支援後期行動計画」の施策目標1の推進項目の番号が異なっています。(詳しくは資料編参照。)

施策目標2. 子どもが安全に育つための環境づくり

推進項目3.子どもを取り巻く有害環境対策の推進

近年、スマートフォン*等の新たな情報機器の普及とともに、より身近になったインターネット環境ですが、保護者や青少年育成団体*に関わる指導者等への有害情報の防止対策に関する講演会・研修会への参加の促進は進んでいません。

また、SNS**やコミュニティサイト**に起因するいじめ問題等、子どもを取り巻くインターネット環境が変化し、問題が複雑化しています。

→ 青少年がインターネットを適切かつ安全・安心に利用出来るようにするため、保護者 や青少年育成団体に関わる指導者等への有害情報の防止対策に関する講演会・研修会 を実施していくとともに、参加を促進していきます。

また、SNSやコミュニティサイトに起因するインターネット上でのいじめを防止し、インターネットを適切かつ安全・安心に利用するための情報モラル教育を推進していきます。

施策目標6. 地域力の活用による子育て支援

・ 推進項目3. 家庭教育への支援の充実

家庭教育への支援として、市民を対象とした家庭教育講座*の開催、視聴覚ライブラリー教材の貸出等の取組みを進めてきましたが、視聴覚ライブラリー事業については取組みが遅れている状況です。また、就学前調査の結果によると、家庭教育に関する学級・講座に対する認知度、利用の割合はともに低くなっています。

→ 家庭教育は子どもの健全な成長に重要な役割を担うという視点から、家庭の教育力を向上させる取組みが求められます。今後は、視聴覚ライブラリー事業において、視聴覚教材の充実を通じて、家庭教育や教育・保育に携わる人たちの研修に資する内容にしていく必要があります。さらに、市が行っている家庭教育への支援事業や家庭教育に関する学級・講座の認知度を上げるとともに、参加しやすい環境整備、ニーズに合わせた学級・講座を実施していくことが必要です。

・推進項目4.子どもの多様な体験活動の機会の充実

青少年育成団体の活動支援について、事業の進捗状況はおおむね順調であるものの、活動場所の確保や団体の自主的な運営の確立等が課題となっています。また、就学後調査の結果によると、地域での自然体験、社会参加、文化活動に参加したことがない小学生は2割以上となっており、参加していない理由としては「活動に関する情報がなく参加しにくい」、「活動の内容に興味や関心がない」が多くなっています。

→ 指導員の確保等、団体の運営に対する支援を充実させるとともに、活動への参加を促進する取組みとして、活動内容の改善、体験しやすい環境の整備、活動に関する情報 提供を行っていく必要があります。 第3章 施策目標別の展開

「第3章 施策目標別の展開」の見方

この計画(分冊)では、守口市子ども・子育て支援事業計画の135の事業・取組みのうち、本編にて「次期次世代育成支援行動計画で検討」することとなった30の事業・取組みと新たに追加した事業・取組みの「内容・今後の展開」を掲載しています。このため、本編にて「次期次世代育成支援行動計画で検討」することとなった30の事業・取組みを掲載していない施策目標・推進項目については、本編にて記載しているため、掲載を省略しています。

なお、守口市子ども・子育て支援事業計画の各種事業・取組みの掲載先については本章の最後 に記載しています。

【関連事業等の概要】の対象者の見方について

			•
•		\mathbf{x}	
L	ът.	.4	

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
26	進路先訪問	■ 市立小学校では、進学する中学校を訪		
		問し、部活動を体験することなどによ		
		り、不安なく中学校(省略)	. 小⊕	学校教育課
		小 市立小学校に通う6年生		

内容・今後の展開ごとの対象者を下記の9種類の □アイコン と3種類の ○アイコン で表記しています。

- □アイコン は対象者区分を示しています。
- ○アイコン は対象者の詳細を示しています。
- 乳…O歳から2歳までの乳幼児
- 幼…3歳から就学前までの幼児
- 小…6歳から 11 歳までの小学生
- 中…12 歳から 14 歳までの中学生
- 高…15 歳から 17 歳までの子ども
- 未…18歳から19歳までの未成年
- 妊…妊婦

- ◆ …本人が対象
- (保)…保護者が対象
- 配…配偶者が対象
- (例) 乳母……O歳から2歳までの乳幼児本人が対象

 - 妊婦母…妊婦本人とその配偶者が対象
- 対 い対象を限定しないもの (主な対象がある場合には、内容・今後の展開で詳しい対象者を説明しています。)
- 他…上記8種類の対象以外のもの(内容・今後の展開で詳しい対象者を説明しています。)
- (注)【見本】の対象者欄を見ると、Mのようにアイコンの色が反転しているものがあります。これは対象者区分の年齢をさらに細かく区分していることを示しています。例えば、【見本】の「進路先訪問」は、市立小学校に通う6年生を対象とするため、6歳から11歳までの小学生を示す小ではなく、Mと表記し、内容・今後の展開欄で、アイコンMの横に詳しい対象者を説明しています。

施策目標 1. 子どもの豊かな成長支援

子どもの豊かな成長のため、子どもと母親の健康を守る取組みや、教育・保育とその環境の充実を図り、障がいのある子どもへの支援体制の充実、特別な支援や配慮を必要とする子どもの早期発見と適切な対応に努めます。

施策目標	推進項目
	1. 子どもと母親の健康確保
	2. 就学前の教育・保育の充実
	3. 生きる力を育む教育環境の整備
子どもの豊かな成長支援	4. 思春期保健対策の充実
	5.次代の親の育成支援
	6. 食育*の推進
	7. 特別な支援が必要な子どもへの対応

- ・推進項目 1. 子どもと母親の健康確保
- ・推進項目2. 就学前の教育・保育の充実

本編にて記載しているため、掲載を省略しています。

・推進項目3. 生きる力を育む教育環境の整備

基礎・基本の学力を身につけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力や豊かな人間性、健康と体力等「生きる力」の育成を図るとともに、不登校等に悩む小中学生や保護者に対する教育相談等を実施します。また、すべての子どもたちが、自分のやりたいことを見つけ、大きな夢やあこがれを抱き、志をもって主体的に自らの人生を切り拓いていくために必要な力や意欲を養うキャリア教育**を推進します。

この計画(分冊)では、この推進項目に新たな事業・取組みとして、施策 No. 25-2「小・中ー 貫教育*の推進」を追加しています。

この推進項目は、18の事業・取組みのうち、11の事業・取組みを推進します。7の事業・取組みについては、本編に掲載しています。

なお、本編にある施策 No. 30「花の苗づくり事業」は、この計画(分冊)において「花の植栽を通じた障がいのある人との交流」に、施策 No. 33「学校評議員*の設置」は「学校評議員制度の活用」に、施策 No. 34「校内相談窓口の設置」は「校内相談窓口の活用」にそれぞれ事業・取組みの名称を変更しています。

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
25-2	小・中一貫教育の推進	■ 市立小・中学校では、「確かな学力」 の定着や健康な心と体の育成のため、 中学校区で学校・家庭・地域が力を合 わせ、「めざす子ども像**」を共有し、 特色のある授業づくりに取り組むな ど義務教育9年間の学びと育ちのつ ながりを意識した一貫教育を推進し ていきます。 小 市立小学校に通う児童 中 市立中学校に通う生徒	小 ◆ 中	学校教育課
26	進路先訪問	 市立小学校では、進学する中学校を訪問し、部活動を体験することなどにより、不安なく中学校へ進学できるように図ります。 ♪ 市立小学校に通う6年生 市立中学校では、高等学校の体験学習会やオープンキャンパス**等を利用して、進学を希望する高等学校等への訪問を進め、進学の意欲を高めていきます。 中 市立中学校に通う3年生 	小 ◆	学校教育課
27	職場体験学習	■ 市立中学校では、職場体験の目的や社会のマナー等を学ぶ事前学習のうえ、複数日に亘る職場体験学習を実施し、その後子どもたちが自身の体験を発表し共有するなどの事後学習も行うことで、様々な仕事についての理解を深め、望ましい職業観、勤労観を育成していきます。 中 市立中学校に通う2年生	#⊕	学校教育課
28	自然体験学習	■ 専門家による農業体験等の出前授業** や宿泊行事の星空観察など、市立小・ 中学校に通う子どもが自然に触れる 機会をもち、自然に親しむ心を育む教育を進めていきます。 小 市立小学校に通う児童 市立中学校に通う生徒	小 中 (季)	学校教育課

第3章 施策目標別の展開

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
29	福祉体験	■ 車いすを使った身体障がい者体験、アイマスク・盲導犬を活用した視覚障がい者体験を行うとともに、老人ホームや障がい者作業所への職場体験等による交流を通じて、すべての人が生きていくことの大切さを学ぶ教育を進めていきます。 小 市立小学校に通う児童 中 市立中学校に通う生徒	小 ◆ 中◆	学校教育課
30	花の植栽を通じた障がいのある 人との交流	■ 市立幼稚園や市立小学校では、子どもが障がいのある人と一緒に花の苗を植えるなどの交流を通して、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めていきます。 ② 市立幼稚園に通う園児 小 市立小学校に通う児童	∅ (1)	保育·幼稚園課 学校教育課
31	図書環境の充実と読み聞かせ	■ 認定こども園、幼稚園および保育所で、絵本に親しみやすい図書コーナーの整備に努め、また職員をはじめ、地域コーディネーター**や中学生による絵本などの読み聞かせを行っていきます。	幼●	
		■ 親密な親子関係の構築に役立てるため、認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所*において、在園児だけでなく園庭開放などの機会を利用して未就園児にも絵本の貸出しを行うなど、親子で一緒に絵本を読むことを推奨していきます。	乳 動 あ 像	保育・幼稚園課
	(次頁へ続く)	 ■ 市立小・中学校において、学校司書** による推薦図書コーナーの設置や昼休み時間の図書室の開放等、図書環境の充実に努めます。 ♪ 市立小学校に通う児童 中 市立中学校に通う生徒 	小 ◆ 中◆	学校教育課

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
	(前頁より続き)	■ 市立小学校において、学校司書やボランティアによる読み聞かせを行うほか、高学年の図書委員による低学年への読み聞かせを行っていきます。 小 市立小学校に通う児童	小 ⊕	学校教育課
		■ 第二次守口市子ども読書活動推進計画*(平成28年度策定予定)に基づき、認定こども園、幼稚園および保育所での読み聞かせやムーブ21(守口市生涯学習情報センター)やエナジーホール(守口文化センター)などの市内図書室の図書環境の充実、ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)での読書事業を推進していきます。	到	生涯学習課
		■ ムーブ 21 (守口市生涯学習情報センター)では、市内図書室を市民が積極的に利用したいと思えるような図書環境の充実に努めるとともに、図書館司書※等による読み聞かせのほか事業やイベントホールでの絵本作家講演会等も行っていきます。	対	
32	中学校校区連携 推進協議会(すこ やかネット) **	■ 地域の認定こども園、幼稚園、保育所、 小・中学校、PTA、青少年育成団体・ 町会等の人々が構成員となった中学 校校区連携推進協議会を開催し、学 校・家庭・地域が一体となった取組み の中で、地域の方々に広く参加しても らえるフェスタ、子育て支援事業など の活動を開催していきます。	対	保育·幼稚園課 学校教育課 生涯学習課
		■ 地域住民が、授業学習補助や学校の環境整備、登下校の安全パトロールなどの支援をしていくため、学校支援コーディネーター*が学校と地域のつなぎ役となって、地域の絆づくりと地域の教育力の向上を図っていきます。 他 市立小・中学校	他	学校教育課

第3章 施策目標別の展開

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
33	学校評議員制度	■ 学校評議員は、保護者や地域の人々の		
	の活用	意見を幅広く聞くためのものであり、		
		意見を積極的に聞くことで学校運営	他	学校教育課
		の改善に活かしていきます。		
		他 市立小・中学校		
34	校内相談窓口の	■ 市立小・中学校において相談窓口を設		
	活用	置し、相談に応じていくことで、セク		学校教育課
		シュアル・ハラスメント**やいじめ等、	小争中争	
		人権侵害の予防と早期発見に努めま		
		す。		
		小 市立小学校に通う児童		
		中 市立中学校に通う生徒		
35	人権侵害防止の	■ 子どもの権利擁護について、体罰、セ		
	ための研修	クシュアル・ハラスメントなどの人権		
		侵害を未然に防止するため、各市立		
		小・中学校において教職員への研修を	他	学校教育課
		実施するとともに、市教育委員会主催		
		による研修も実施していきます。		
		他 市立小・中学校の教職員		

・推進項目4 思春期保健対策の充実

次代を担う子どもたちが心身ともに明るく活力ある生活を営むために、自らの健康や性、心の問題等について考える機会を充実していきます。また、保護司会**や更生保護女性会*、枚方少年サポートセンター*、守口警察少年係等の関係機関との連携を強化することで、より専門的な取組みを進めていきます。

この推進項目において、本編の施策 No. 40 『「喫煙防止教室」の開催』については、施策 No. 42 『「非行防止教室」の開催等』と統合したため、守口市子ども・子育て支援事業計画における施策 No. 40 は欠番とします。

この推進項目は、3の事業・取組みを推進します。

なお、本編にある施策 No. 41『「薬物乱用防止教室」の開催』は、この計画(分冊)において『「薬物乱用防止教室」の開催等』に、施策 No. 42『「犯罪防止教室」の開催』は、この計画(分冊)において『「非行防止教室」の開催等』に、施策 No. 43「性教育・エイズ教育」は、この計画(分冊)において「性に関する学習」に事業・取組みの名称を変更しています。

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
41	「薬物乱用防止教	■ 市立小・中学校で、ボランティア団		
	室」の開催等	体や保護司会、更生保護女性会等の		
		協力を得て「薬物乱用防止教室」を	小◆	
		開催していきます。	# ●	
		小 市立小学校に通う5・6年生		
		中 市立中学校に通う生徒		
		■ 市立小・中学校の授業において、シ		
		ンナーや危険ドラッグ等の薬物乱用		学校教育課
		や喫煙を未然に防止することを目的		
		とした指導を行っていきます。また、	10 A	
		受動喫煙も含め、健康に与える影響	小◆	
		についても、引き続き周知、啓発し	#	
		ていきます。		
		₩ 市立小学校に通う児童		
		中 市立中学校に通う生徒		
42	「非行防止教室」	■ 市立小・中学校で、枚方少年サポー		
	の開催等	トセンターや守口警察少年係等の協		
		力を得て「非行防止教室」を開催し	小◆	
		ていきます。	中	
		♪ 市立小学校に通う5・6年生		
		中 市立中学校に通う生徒		N/,
		■ 市立小・中学校の授業において、万		学校教育課
		引きや窃盗、ひったくり、喫煙等の		
		少年の非行を未然に防止することを	小◆	
		目的とした指導を行っていきます。	#	
		小 市立小学校に通う児童		
		中 市立中学校に通う生徒		
43	性に関する学習	■ 市立小・中学校において、保健体育等		
		の時間を中心に、発達段階に応じたカ		
		リキュラムを編成し、教科書、性教育	Mæ	
		副読本等を活用し、性に関する学習に	小魚	学校教育課
		取り組んでいきます。	#₩	
		♪ 市立小学校に通う児童		
		中 市立中学校に通う生徒		

・推進項目5. 次代の親の育成支援

次代の親となる子どもたちに男女が共同して家庭を築き、子育てに希望がもてるよう、必要な 経験、知識を得る機会を充実していきます。

この推進項目は、2の事業・取組みですが、1の事業・取組みを推進します。1の事業・取組みについては、本編に掲載しています。

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
45	乳幼児とのふれ	■ 市立中学校では職場体験等の一環と		
	あい体験	して、認定こども園、幼稚園および保		
		育所を訪問し、幼い子どもとふれあう		
		機会を持つことで、中学生が子どもを		
		生み育てることの意義を理解し、男女	# ⊕	学校教育課
		が共同して家庭を築く大切さを感じ		
		ることができる取組みを推進してい		
		きます。		
		中 市立中学校に通う生徒		

・推進項目6. 食育の推進

食生活は生涯にわたる健康の基礎となることから、食育を推進し、「食」を通じて子どもの心と体の健やかな成長を目指していきます。また近年、生活習慣病*の低年齢化が進行していることを踏まえ、健康的で規則正しい食習慣の定着に努めていきます。

この推進項目において、本編の施策 No. 49「中学校における食育」及び施策 No. 50「食生活に対する知識の普及」については、施策 No. 48「小・中学校における食育」と統合したため、守口市子ども・子育て支援事業計画における施策 No. 49・50 は欠番とします。

この推進項目は、3の事業・取組みですが、1の事業・取組みを推進します。2の事業・取組みについては、本編に掲載しています。

なお、本編にある施策 No. 48「小学校における食育」は、この計画(分冊)において「小・中学校における食育」に事業・取組みの名称を変更しています。

【関連事業等の概要】

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
48	小・中学校におけ	■ 市立小・中学校では全教育課程におい		
	る食育	て、食育全体計画をもとに、各校が特		
		色のある食に関する指導に取り組ん	小 ◆	
		でいきます。	‡ ⊕	
		小 市立小学校に通う児童		
		中 市立中学校に通う生徒		
		■ 市立小・中学校では給食だより等のお		
		便りにより、家庭に対する食生活につ		
		いてのワンポイントアドバイスや給		学校教育課
		食の栄養バランス、食の大切さを伝え	小魚魚	
		ていきます。	# @@	
		小 市立小学校に通う児童		
		中 市立中学校に通う生徒		
		■ 市立小学校では、給食委員による献立		
		紹介により食についての関心を高め	小	
		ていきます。		
		♪ 市立小学校に通う児童		

・推進項目7. 特別な支援が必要な子どもへの対応

本編にて記載しているため、掲載を省略しています。

施策目標2.子どもが安全に育つための環境づくり

子どもを事故や犯罪被害から守るため、交通安全指導や知識の普及、関係機関や地域との連携 強化等を進めます。また市内の教育・保育施設における早期の耐震化に努めます。

施策目標	推進項目	
→ 10.1 10.4 A 1.4 A 1.4	1. 子どもの安全確保	
子どもが安全に育つための 環境づくり	2. 安全・安心まちづくりの推進	
	3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	

- ・推進項目 1. 子どもの安全確保
- ・推進項目2. 安全・安心まちづくりの推進

本編にて記載しているため、掲載を省略しています。

・推進項目3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

青少年の健全な育成を阻害する環境または非行を誘発する行為を防止し、青少年の健全な育成に努めていきます。また、近年子どもを取り巻くインターネット環境が変化していることを踏まえ、子どもたちがインターネットを適切かつ安全・安心に利用できる取組みを推進していきます。この計画(分冊)では、この推進項目に新たな事業・取組みとして、施策 No. 67-2「情報モラル教育の推進」を追加しています。

この推進項目は、4の事業・取組みを推進します。

なお、本編にある施策 No. 66「書店・コンビニ等の立入調査」は、この計画(分冊)において「書店・コンビニ・商業施設等の立入調査」に、施策 No. 67「インターネット上の有害情報対策のための講演会・研修会への参加促進」は、「インターネット等における有害情報対策のための講演会・研修会への参加促進」にそれぞれ事業・取組みの名称を変更しています。

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
66	書店・コンビニ・	■ 青少年育成指導員連絡協議会※の協力		
	商業施設等の立	を得ながら大阪府政策企画部青少		
	入調査	年・地域安全室と共同で、青少年の利		
		用が多く、青少年の育成に大きく影響		
		する書店・コンビニ・商業施設等への		
		立入調査を実施し、書店・コンビニ等	他	スポーツ・青少年課
		に対しては陳列や販売方法等の自主		
		的措置を働きかけていきます。また商		
		業施設等に対しては夜間の立入制限		
		の状況を把握していきます。		
		他 書店・コンビニ・商業施設等		

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
67	インターネット 等における有害	■ SNS等の普及による子どもを取り 巻くインターネット環境の変化に対		
	情報対策のための課定への概念	応していくため、青少年団体関係者		
	の講演会・研修会への参加促進	が、専門家によるインターネット等に おける有害情報への接続防止等に関	他	スポーツ・青少年課
	10000000000000000000000000000000000000	する講演会・研修会へ参加するよう促		
		進していきます。		
		他 青少年団体関係者		
67-2	情報モラル教育	■ ICT教育*の導入やSNS等の普及		
	の推進	による子どもを取り巻くインターネ		
		ット環境の変化に対応していくため、	他	
		教職員向けに講座や研修会を実施し		
		ていきます。		教育センター
		他 教職員		
		■ 子どもたちが適切にインターネット		
		を利用できるよう、子ども自らがスマ		
		ートフォンやSNS等の使用につい		
		て考える機会を提供したり、保護者等	対	
		に向けてフィルタリング*の啓発を行		
		うなど、出前授業を行っていきます。		
		対 主に小・中学生とその保護者		
68	青少年の非行防	■ 青少年問題協議会※委員や青少年育成		
	止活動への支援	指導員*が中心となって、街頭啓発活		
		動(7月)、「青少年の非行・被害防止	小争中争高争	
		全国強調月間」(11月)、「子ども・若		スポ゚ーツ・青少年課
		者育成支援強調月間」に街頭指導を実		/ / / 一月少十就
		施するなど、学校と地域が連携を密に		
		しながら、市全体で少年非行の防止活		
		動に取り組んでいけるよう努めます。		

施策目標3.子どもの人権尊重と権利擁護の推進

子どもの人権を守る高い意識を持つ社会を実現するため、学校等における人権教育や市民への 人権啓発の充実、いじめの防止や立ち直りへの支援に努めます。また、子育てに関する相談・支 援体制を充実し、児童虐待の未然防止、早期発見と早期対策を行うため、関係機関と密接に連携 していきます。

施策目標	推進項目	
7 10 1 0 1 15 HT.	1. 人権擁護の推進	
子どもの人権尊重と 権利擁護の推進	2. 児童虐待防止策の充実	
TET 11/MIX 12 TEXE	3. 子どもの立ち直り支援	

・推進項目 1. 人権擁護の推進

・推進項目2. 児童虐待防止策の充実

本編にて記載しているため、掲載を省略しています。

・推進項目3.子どもの立ち直り支援

不登校やいじめ等の悩みをもつ小・中学生に対して、より適切な対応ができるように関係機関等が連携し、子どもの立ち直りのための支援を充実していきます。

この推進項目は、3の事業・取組みですが、1の事業・取組みを推進します。なお、2の事業・ 取組みについては、本編に掲載しています。

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
82	子どもサポート 体制の充実	■ 不登校など立ち直り支援が必要な子どもに対して、それぞれの状況に合わせてスクールソーシャルワーカー*の派遣や子ども家庭センター*等関係機関が参加するケース会議*を行うなど、関係機関が連携をとりながら、適切な対応がとれる体制の充実に努めます。	小 (中 (季)	学校教育課

施策目標4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり

子育てがストレスなくできる環境を整えるため、子育てバリアフリーの充実や子育てに関する 不安の解消、さらには経済的な負担の軽減といった観点から、都市基盤づくりや、子育て中の親 同士の交流や在宅子育て家庭への支援を充実していきます。

施策目標	推進項目	
子育てにゆとりがもてる	1. 子育てバリアフリーの推進	
環境づくり	2. すべての子育て家庭への支援	
	3.子育て中の社会参加支援	

- 推進項目 1. 子育てバリアフリーの推進
- ・推進項目2. すべての子育て家庭への支援
- ・ 推進項目3. 子育で中の社会参加支援

本編にて記載しているため、掲載を省略しています。

施策目標5.子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事の両立を支援するため、待機児童の解消に向け、認定こども園の普及促進や多様な保育サービスの充実等に取り組んでいきます。また、ひとり親家庭に対する自立支援に努めるとともに、男女がともに子育てをする意識の啓発、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現できる社会を目指した取組みを推進していきます。

施策目標	推進項目		
	1. 親の就労と子育ての両立への支援の推進		
子育てと仕事の両立支援	2. ひとり親家庭等の自立支援の推進		
	3. 男女共同子育ての推進		
	4. ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の実現		

- ・推進項目1. 親の就労と子育ての両立への支援の推進
- ・推進項目2. ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ・推進項目3. 男女共同子育ての推進
- ・推進項目4.ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現

本編にて記載しているため、掲載を省略しています。

施策目標6. 地域力の活用による子育て支援

地域力による子育ての輪が広がるまちづくりを目指して、地域における子育てサークルの活動 への支援や世代間交流の推進、放課後の子どもの居場所づくり等に取り組むとともに、子どもを 犯罪等から守るための活動を推進します。

施策目標	推進項目
	1. 子育て支援のネットワークづくり
	2. 世代間交流の推進
地域力の活用による	3. 家庭教育への支援の充実
子育て支援	4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実
	5.子どもの居場所づくり
	6. 犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援

- ・推進項目1. 子育て支援のネットワークづくり
- ・推進項目2 世代間交流の推進

本編にて記載しているため、掲載を省略しています。

・ 推進項目3. 家庭教育への支援の充実

子どもにとって、基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、善悪の判断等倫理観や社会マナーを身につける教育の原点となる家庭教育への支援を充実していきます。

この推進項目は、3の事業・取組みを推進します。

なお、本編にある施策 No. 124「視聴覚ライブラリー事業」は、この計画(分冊)において「視聴覚機材等貸出事業」に事業・取組みの名称を変更しています。

【関連事業等の概要】

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
122	家庭教育講座の	■ 就学前の子どもの保護者に対して、講		
	開催	師による講座やママカフェ**を開催		
		し、子どもが基本的な生活習慣や生活	乳몧	コミュニティ推進課
		能力を身につけるために重要な役割	幼몧	生涯学習課
		を果たす家庭教育を推進していきま		
		す。		

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
123	守口親まなびの	■ 親となる準備期の中学生や高校生か		
	会*の活動支援	ら子育て中の保護者や子育てを終え		
		た人等幅広い世代の人を対象にした		
		"親を楽しむワークショップ※"等の		
		活動を実施する「守口親まなびの会」	文寸	生涯学習課
		に対して、大阪府教育委員会からの研		
		修情報を提供するなど、親学習リーダ		
		一*の養成に努め、親学びの機会の充		
		実を図ります。		
124	視聴覚機材等貸	■ 家庭教育を推進するため、PTAや教		
	出事業	育・保育に携わる人たち等に視聴覚機		
		材等の貸出しを行い、子育てについて	文寸	生涯学習課
		の研究発表や研修会等に役立てても		
		らえるよう支援していきます。		

・推進項目4.子どもの多様な体験活動の機会の充実

市が設置するコミュニティ施設や学校等の施設、また子ども会や青少年育成指導員連絡協議会、中学校校区連携推進協議会等といった地域の資源を活用し、子どもたちがさまざまな体験活動のできる機会を充実していきます。

この推進項目は、6の事業・取組みを推進します。

なお、本編にある施策 No. 125「公民館、ムーブ 21 等での講座・教室の開催」は、この計画(分冊)において「子ども体験学習」に事業・取組みの名称を変更しています。

【関連事業等の概要】

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
125	子ども体験学習	■ 市が設置する各コミュニティ施設に おいて、夏休みや冬休みなどの長期休 暇を利用し、子ども工作教室やケーキ 作り教室などの体験学習を実施して いきます。	<u>\</u> \\	コミュニティ推進課生涯学習課
		■ ムーブ 21 (守口市生涯学習情報センター) にて、夏休みファミリーフェスタ、子ども図書館司書1日体験教室、星空ウォッチング(大日公園天体観望会) など、子どもたちの学ぶ意欲を引き出すための体験学習を実施していきます。	乳	生涯学習課

第3章 施策目標別の展開

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
126	芸術・伝統文化に	■ もりぐち歴史館「旧中西家住宅」では、		
	ふれる機会の提供	かるた会など四季折々の行事、また、		
		ムーブ 21(守口市生涯学習情報セン		
		ター)では美術展覧会やクラシック音		
		楽鑑賞会、エナジーホール(守口文化	文寸	生涯学習課
		センター) では、市民文化祭での伝統		
		芸能の鑑賞会など、子どもたちが伝統		
		文化や芸術にふれる機会を提供して		
		いきます。		
127	地域コーディネー	■ 地域コーディネーターは大阪府の養		
	ターの活動支援	成講座を受けた修了者が中学校区で		
		地域行事の支援や中学生による読み	공.	<i>中</i> 冲 ≥> 233 ≑田
		聞かせ会などの行事を実施しており、	対	生涯学習課
		その活動を支援し、地域の教育環境づ		
		くりの推進に努めます。		
128	青少年育成団体の	■ 地域において活動する青少年育成団		
	活動支援	体に活動場所の提供や定期演奏会の	W⊕	
		周知、入団希望者を増やすためのP	小鱼	
		R、入団式・卒団式の支援などをする	中争	スポーツ・青少年課
		ことで、青少年のスポーツや文化に関	高働	
		わる活動を促進していきます。		
129	青少年育成指導員	■ 青少年育成指導員の活動を行うため		
	校区活動*支援	に必要となる知識や技能を習得する		
		ための講習会や研修会への参加支援	他	
		を行っていきます。		
		他 青少年育成指導員		
		■ こども親善スポーツ大会やこども会		った。 ル 書 小ケ部
		駅伝、こどもまつりなどの機会を通し		スポーツ・青少年課
		て子どもたちの地域間や異年齢間の	小働	
		交流親睦を図り、青少年が心身ともに	中働	
		健やかに成長することができるよう	高働	
		青少年育成指導員の活動を支援して		
		いきます。		

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
再掲	中学校校区連携	■ 地域の認定こども園、幼稚園、保育所、		
32	推進協議会(すこ	小・中学校、PTA、青少年育成団体・		
	やかネット)	町会等の人々が構成員となった中学		(P. A.
		校校区連携推進協議会を開催し、学	5.1	保育・幼稚園課
		校・家庭・地域が一体となった取組み	対	学校教育課
		の中で、地域の方々に広く参加しても		生涯学習課
		らえるフェスタ、子育て支援事業など		
		の活動を開催していきます。		
		■ 地域住民が、授業学習補助や学校の環		
		境整備、登下校の安全パトロールなど		
		の支援をしていくため、学校支援コー		
		ディネーターが学校と地域のつなぎ	他	学校教育課
		役となって、地域の絆づくりと地域の		
		教育力の向上を図っていきます。		
		他 市立小・中学校		

- ・推進項目5.子どもの居場所づくり
- ・推進項目6. 犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援

本編にて記載しているため、掲載を省略しています。

補遺

守口市子ども・子育て支援事業計画の135の事業・取組みに加えて、平成28年度より開始する「不妊治療に関わる医療に対する費用の経済的支援」を新たな事業・取組みとして掲載します。

本編で「次期次世代育成支援行動計画で検討」となり、計画(分冊)で掲載することとなった 30 の事業・取組みの推進項目のいずれにも属さない事業・取組みのため、補遺として掲載しま す。

施策目標 1. 子どもの豊かな成長支援

子どもの豊かな成長のため、子どもと母親の健康を守る取組みや、教育・保育とその環境の充実を図り、障がいのある子どもへの支援体制の充実、特別な支援や配慮を必要とする子どもの早期発見と適切な対応に努めます。

施策目標	推進項目
	1. 子どもと母親の健康確保
	2. 就学前の教育・保育の充実
	3. 生きる力を育む教育環境の整備
子どもの豊かな成長支援	4. 思春期保健対策の充実
	5. 次代の親の育成支援
	6. 食育の推進
	7. 特別な支援が必要な子どもへの対応

・推進項目1. 子どもと母親の健康確保

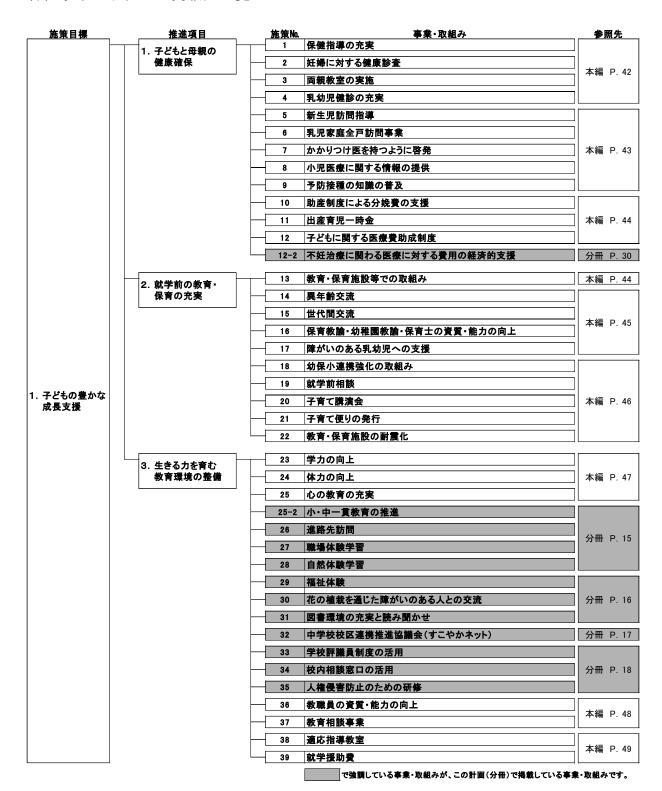
子どもと母親に対する保健指導の充実等を通じて、特別な支援や配慮を必要とする子どもの早期発見と保護者への支援に努めるとともに、出産や子どもの医療に係る助成を行います。

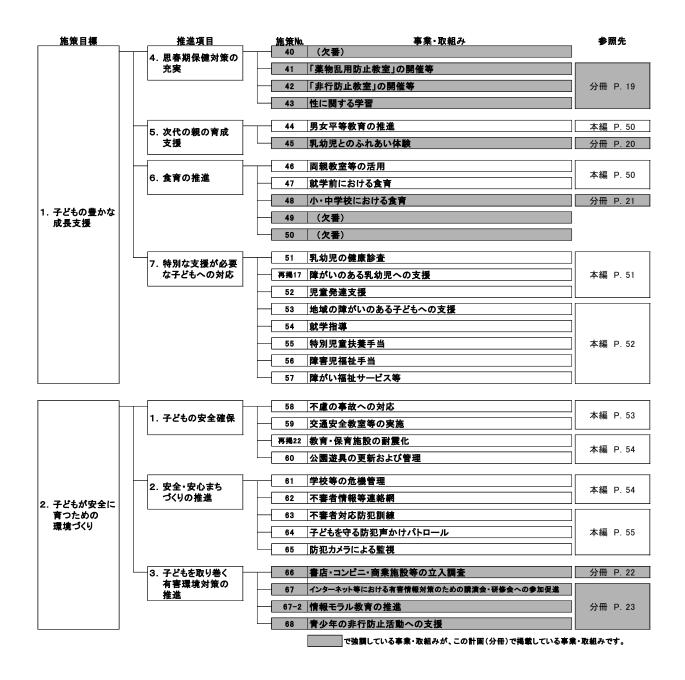
補遺では、この推進項目に新たな事業・取組みとして、施策 No. 12-2「不妊治療に関わる医療に対する費用の経済的支援」を追加しています。

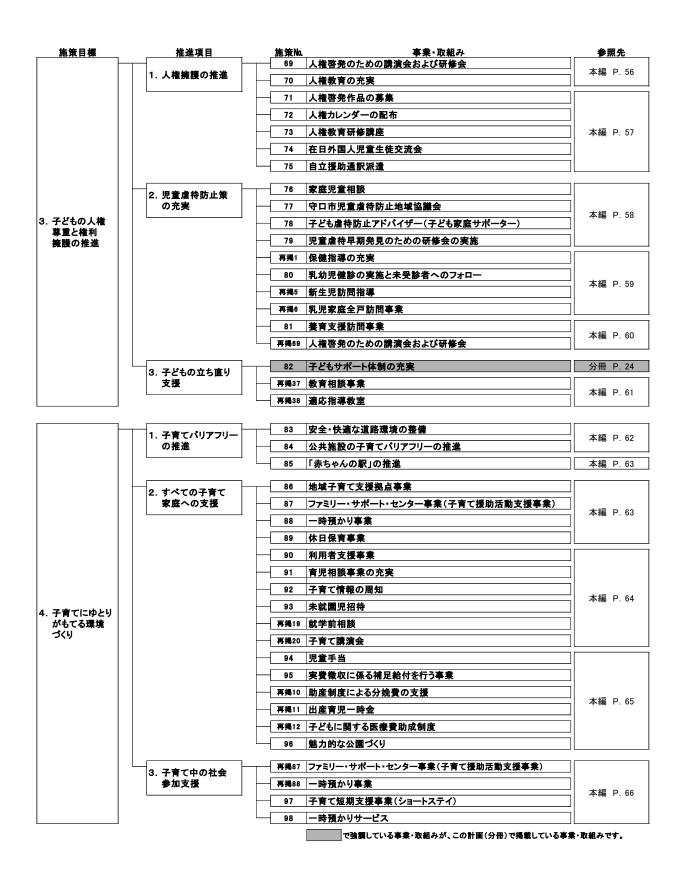
【関連事業等の概要】

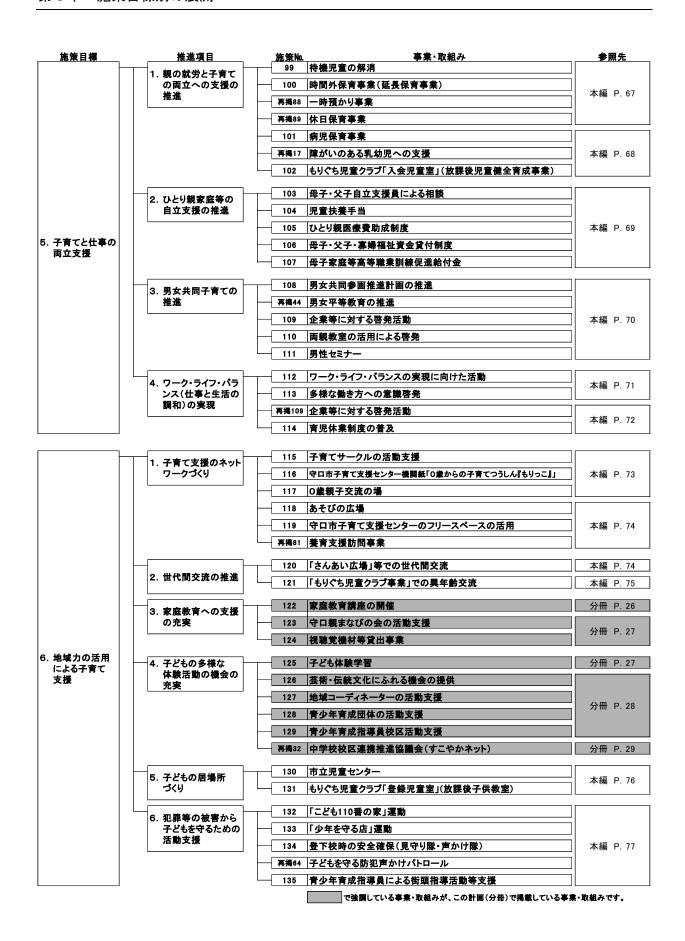
施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
12-2	不妊治療に関わ	■ 子どもが欲しいと望んでいる夫婦に		
	る医療に対する	対して、不妊*かどうか正しく判断		
	費用の経済的支	し、適切な治療を受ける機会を支援す		
	援	るために、不妊検査及び不妊治療に要	他	健康推進課
		する費用の一部を助成していきます。		
		他 妊娠を望む夫婦(助成対象に制限が		
		あります。)		

各種事業・取組みの掲載先一覧









守口市子ども・子育て支援事業計画の事業・取組みの総数

守口市子ども・子育て支援事業計画(本編・分冊)は、次世代育成支援行動計画を兼ねる計画 として策定し、事業・取組みごとに内容・今後の展開を掲載しています。

平成 27 年 3 月に策定した本編に掲載のある 135 の事業・取組みのうち、105 の事業・取組みについては本編で内容・今後の展開を明らかにしていますが、本編において「次期次世代育成支援行動計画で検討」することとなった 30 の事業・取組みについては、この計画(分冊)で内容・今後の展開を定めることとされています。

平成 27 年度、この計画(分冊)を策定する過程において、本編において「次期次世代育成支援行動計画で検討」することとなった 30 の事業・取組みについては、一部、統合を行った事業・取組み、また、新たに追加した事業・取組みがあります。

そのため、最終的に守口市子ども・子育て支援事業計画に掲載している事業・取組みの総数は、 135 となりました。

守口市子ども・子育て支援事業計画に掲載のある事業・取組みの数

内容	事業・取組みの数
守口市子ども・子育て支援事業計画(平成27年3月策定)(本編)で内容・今後の展開を掲載している事業・取組みの数	105
本編において「次期次世代育成支援行動計画で検討」することとなった 事業・取組みの数	30
この計画(分冊)で統合を行って削除した事業・取組みの数	A 3
この計画(分冊)で新たに追加した事業・取組みの数	3
この計画(分冊)で内容・今後の展開を掲載している事業・取組みの数	30
守口市子ども・子育て支援事業計画 (本編・分冊) で掲載している事業・ 取組みの数	135



1. 守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会規則

守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会規則

平成25年2月25日

規則第8号

最近改正 平成26年3月18日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、守口市附属機関条例(平成25年守口市条例第3号)第4条の規定に基づき、 守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 懇話会は、市長の諮問に応じて、守口市附属機関条例第2条の表第1号に掲げる当該担任 事務について調査審議し、市長に答申する。

(会長及び副会長)

- 第3条 懇話会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 懇話会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べ させることができる。

(専門部会)

- 第5条 懇話会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会における審議の状況及び結果を懇話会に報告する。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、こども政策主管課において処理する。

(平26規則2·一部改正)

(委任)

- 第7条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。 附 則
 - この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平26.3.18規則2)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2. 守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会委員名簿

(平成28年2月末現在)

(平成 28 年 2 月末現在)			
委員		氏名	役職
第1号委員	学識経験者	黒川 清 (会長)	大阪国際大学 人間科学部 人間健康科学科 教授
7/11/7	学識経験者	馬見塚 珠生	親と子のこころのエンパワメント 研究所 代表
	福祉関係団体の代表者	石丸 利恵	公立保育所長 代表 (守口市立西保育所 所長)
第2号委員	福祉関係団体の代表者	西山 梢	守口市私立保育会 会長 (守口中央保育園 園長)
	福祉関係団体の代表者	萩原 朋子	守口市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会 代表
	教育関係団体の代表者	河田 英子	守口市私立幼稚園協会 会長 (守口幼稚園 園長)
	教育関係団体の代表者	越部 慶子	公立幼稚園長 代表 (守口市立にわくぼ幼稚園 園長)
第3号委員	教育関係団体の代表者	多井中 慶司 (副会長)	守口市小学校長会 代表 (守口市立錦小学校 校長)
	教育関係団体の代表者	森 美恵子	守口市青少年育成指導員連絡協議会 相談役
	教育関係団体の代表者	山口 拓也	守口市PTA協議会 会長
第4号委員	医療関係団体の代表者	森口 久子	守口市医師会 副会長 (森口医院 院長)
第5号委員	商工関係団体の代表者	立津 信夫	連合大阪守門地区協議会 副議長 (関西電力労組守口支部 委員長)
第 0 万安貝	商工関係団体の代表者	森園 泰子	守口門真商工会議所 議員 (守口赤ちゃんの店 代表者)
	市民	有光 佐知子	公募委員
第6号委員	市民	谷 千佳	公募委員
界的方安貝	市民	藤原 美奈子	公募委員
	市民	皆川 郁子	公募委員
第7号委員	関係行政機関の職員	奥井 光治	門真公共職業安定所 次長
	関係行政機関の職員	奥野 美和子	大阪府中央子ども家庭センター 企画情報室長
	関係行政機関の職員	高岸 勤	大阪府守口警察署 生活安全課長

⁽注)委員構成は、守口市附属機関条例(平成25年2月25日条例第3号)第2条第1号の規定による。

3. 計画(分冊)策定の経緯

年度	月日	内容
平成27年度	10月9日	第1回次世代育成支援行動計画策定ワーキンググループ会議
		・計画の位置付け
		・計画の骨子(構成)について
	11月13日	第1回守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会
		・委員委嘱状交付、会長および副会長の選任
		• 諮問
		・計画書素案の全体構成の検討
	12月11日	第2回守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会
		・計画書素案「第1~3章」の検討
	12月17日	第2回次世代育成支援行動計画策定ワーキンググループ会議
		・計画書素案「第3章」の検討
	12月25日	第3回守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会
		・計画書素案「第2~3章」の検討
	1月15日	第4回守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会
		・計画書素案「第1~3章・資料編(全章)」の検討
		・計画書概要版の検討
	1月18日	答申
	1月21日	「守口市子ども・子育て支援事業計画(分冊)(案)」に係るパブ
	~2月19日	リックコメント**の実施

4. 「守口市子ども・子育て支援事業計画(分冊)(案)」に係るパブリックコメントについて

(1) パブリックコメントの概要

① 募集期間

平成28年1月21日 (木) から2月19日 (金) まで

② 募集方法

広報もりぐち1月号および守口市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「守口市子ども・子育て支援事業計画(分冊)(案)」、「募集要領」、「意見提出用紙」を設置するとともに、守口市ホームページからもダウンロード可能とし、回収ボックス投函、郵送、Eメール、FAXにより意見を受け付けました。

③ 募集結果

下記のとおり1件の提出及び意見が寄せられました。その意見について守口市の考え方を掲載しました。

■提出方法および提出件数

提出方法	提出件数
回収ボックス投函	0 件
郵送	0 件
Eメール	1 件
FAX	0 件
合 計	1 件

■意見の分類ごとの件数

意見の分類	件数
青少年の育成について	1 件
合 計	1 件

(2) 意見の概要

意見の内容ごとの要旨

守口市の考え方

青少年の育成について

- ・子ども・青少年の喫煙防止も重要だが、 受動喫煙から守ることも重要であり、下 記のような対策を行うことが必要では ないか。
 - 1.子どもたちの健やかな出生や成長、 保護者や妊産婦等の健康と病気予防 のために受動喫煙の危害防止対策を 講じ、また、保護者や妊産婦、家族等 が喫煙している場合は禁煙を促す施 策を講じる。
 - 2. 幼稚園や小中学校を含め、保護者の 方へも禁煙に焦点を絞った啓発・講習 等を行う。
 - 3.子どもだけでなく、保護者や施設で働く職員、施設に出入りする方を受動喫煙から守るために、施設敷地内で全面禁煙を徹底・遵守し、また、施設(園や学校等の子ども関連施設等)外における催し等でも全面禁煙を徹底・遵守すること。
 - 4. 通学路や道路、レストラン等で子どもや妊産婦の受動喫煙を防止するため、受動喫煙の危害リスクのある施設等へ子どもや未成年者、妊産婦が同伴し立ち入らせてはいけない旨を義務づけ、施設管理者にも同様の義務づけを行う。
 - 5. 上記のような社会環境を作っていく ための抜本的施策を国への要望も含 め講じてほしい。

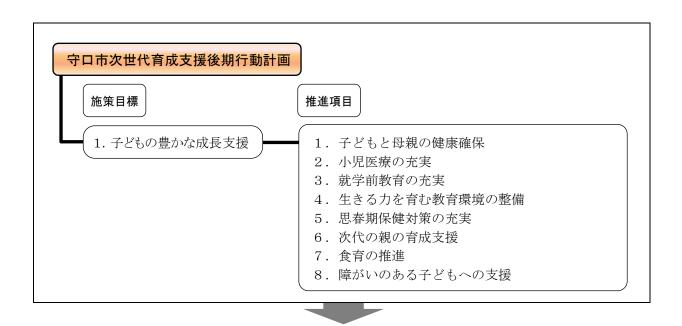
・市立小学校・中学校の授業において、子ども本人の喫煙防止はもちろん、喫煙による健康被害についても指導しています。

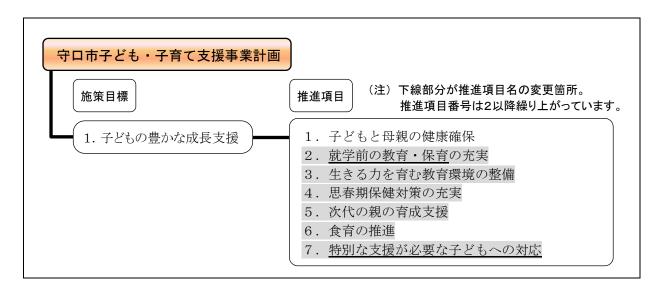
また、成年者に対しても喫煙による健康被害等の周知を含め、禁煙を希望する市民への禁煙外来等の支援を行っています。

今後も市では、他関係機関等と連携し、喫煙 による健康被害や受動喫煙防止についての対 策を講じていきます。

5. 計画の体系

「守口市子ども・子育て支援事業計画」は、「守口市次世代育成支援後期行動計画」の施策目標・推進項目を受け継ぐ計画ですが、「守口市次世代育成支援後期行動計画」の施策目標1. 子どもの豊かな成長支援の「推進項目2.小児医療の充実」のすべての事業を、「守口市子ども・子育て支援事業計画」では、「推進項目1.子どもと母親の健康確保」の中に組み入れました。それによって推進項目の番号が繰り上がっています。また、推進項目名について、表現の整理を行ったものがあります(下図参照)。





6. 用語集

	用語	解説
ア行	I C T 教育 一般事業主	 電子黒板やパソコン等の情報通信機器を用いて行う情報 活用能力等の育成をめざした教育。(ICTは、Info- rmation and Communication Technology の略で情報通信技術のこと) 従業員 101 人以上の事業所を経営する事業主。
	SNS	■ Social Networking Serviceの 略語。インターネット上で交流を行うことができる会員 制サービスのことで、会員は日記を公開したり、趣味や 職業を同じくする人同士でメッセージの送受信によるコ ミュニケーションを図ることができる。代表的なサービ スとして、フェイスブックやラインなどがある。
	オープンキャンパス	■ 学校が施設内を公開し、入学を希望している生徒に学校に通う模擬体験をしてもらい、学校への理解・関心を深めてもらおうとする行事。主に大学、専門学校、高等学校などが開催しているが、大学以外では「体験入学」や「オープンスクール」と称することもある。
	親学習リーダー	■ 大阪府教育委員会主催の「親学習リーダー養成講座」を 修了した者。地域で親学習活動の推進役となる人材を養 成することを目的としている。養成講座修了後は、守口 親まなびの会で地域において活躍している。
力行	学校支援コーディネーター	■ 授業の補助やクラブ活動の指導、校内環境の整備などボランティアで活動したい地域住民とボランティアの協力を得たいと考えている学校との間に立ち、教育活動が円滑に進められるよう連絡調整の役割を担う人のこと。
	学校司書	■ 学校図書館の蔵書管理や資料収集をする職員。学校には 図書館運営や図書教育の専門家の司書教諭も配置されて おり、学校司書は司書教諭と連携して学校図書館の運営 にあたる。
	学校評議員	■ 学校運営に関して意見を述べる人員のこと。学校評議員制度は保護者や地域住民が学校運営に参画するためのシステムで、学校教育法施行規則の第49条に定められている。これにより、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携協力しながら、特色ある教育活動を展開することができる。

	用語	解説
カ行	家庭教育講座	■ 家庭教育に関する学習機会を提供する講座。子育て中の 母親を対象として、乳幼児の体調管理や発達などを学び、
		語り合う集まりやスタンプ遊びや絵かき歌などの遊びを した。
		通して、親子のコミュニケーションやスキンシップを図
		る集まりなど、講座の形態は多様である。
	危険ドラッグ	■ 覚醒剤や大麻など国が指定する規制薬物や指定薬物と似
		た化学構造をもち、それらと同様の作用を人体にもたら
		すものをいう。合法ドラッグ・脱法ドラッグ・違法ドラ
		ッグなどの呼称もあるが、こうした薬物の危険性を広く
		周知するため、厚生労働省と警察庁が新たな呼称として
		選定し、平成26年7月から用いられている。
	キャリア教育	■ 勤労観および職業観を育てる教育。主体的に進路を選択
		する能力・態度を育て、職業生活との円滑な接続を図る。
	ケース会議	■ 関係機関の職員が、解決すべき問題や課題のある事例を
		個別に深く検討することにより、その状況の理解を深め
		対応策を決定する会議。
	校区活動	■ 小学校区を基礎単位とした、校区ごとに行われる活動の
		こと。
	合計特殊出生率	■ 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別(年齢階級別)出生
		率を合計したもので、1人の女性が一生に産む子どもの
		平均数。
	更生保護女性会	■ 非行や犯罪に陥った人たちが、再び社会の一員として、
		立ち直るための支援を行うとともに、地域からの理解と
		協力を得るための活動を行っている組織。立ち直り支援
		のほか、次世代を担う青少年の健やかな成長を願って、
		非行防止や健全育成、地域の子育て支援を関係団体と連
	行動計画等学长机	携しながら進めている。
	行動計画策定指針	■ 平成 15 年7月に制定された次世代育成支援対策推進法 に基づき、市町村行動計画、都道府県行動計画、一般事
		(本) で (本)
		手引き。
	子育て短期支援事業	■ 保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育
		することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由
		により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等
		に、宿泊を伴った一時預りを行う事業。

	用語	解説
	子育てバリアフリー	■ 子育てを支援する生活環境の整備のこと。公共施設や交
カ行		通機関、公園、商業施設などで、妊婦や小さな子どもを
		連れた人が快適に利用できる環境をつくろうという取組
		み。
	子ども家庭センター	■ 子どもに関するあらゆる問題について、家庭やその他か
		らの相談に応じ、必要に応じて、子どもを児童福祉施設
		に入所または通所させ、あるいは里親等に委託を行い、
		その健全な育成をはかる機関。子どもの健やかな育成と
		家庭および地域における子育てを支援する地域活動を積
		極的に展開し、地域関係機関とのネットワークをはかり、
		子どもの養育を側面的に支援する。
	子ども・子育て支援新制度	■ 平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に
		基づく、子ども・子育て支援に関する新たな制度。この
		制度の施行により、市町村では「子ども・子育て支援事
		業計画」に基づき、子ども・子育て支援サービスに関す
		る見込み量に対する提供量を確保していくこととなっ ,
		た。
	子ども・子育て支援法	■ 平成 24 年 8 月 に成立・公布された、新たな子ども・子育
		て支援の仕組みに関する新法。市町村子ども・子育て支
		援事業計画の策定、子どものための教育・保育給付、子
		どものための現金給付(児童手当)等が規定されている。
	コミュニティサイト	■ 趣味や興味などが同じ人々が集まる。情報交換などのコ
		ミュニケーションを中心としたWebサイト。サイト上
		では掲示板やチャットなどを利用して情報を交換し、共
		有することができる。
	次世代育成支援行動計画	■ 次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村・都道府県、
サ行		一般事業主が策定する子育て環境の整備や、仕事と子育
		ての両立のための取組みについての計画
	次世代育成支援対策推進	■ 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される
	法	環境整備を進めるために制定された法律。次世代育成支
		援対策推進法は平成26年度までの時限立法であったが、
		有効期限が 10 年間延長されている。(平成 37 年 3 月 31
		日まで)

	用語	解説
	小規模保育事業 (所)	■ 地域型保育事業の1つで、主に満3歳未満の乳児・幼児
サ行		を対象として行う定員規模6人以上 19 人以下の保育事
		業。多様なスペースにおいて、家庭的保育に近い雰囲気
		のもとで、きめ細やかな保育を実施している。
	小・中一貫教育	■ 義務教育9年間を見通した計画的・継続的な学力・学習
	(守口市立小・中学校の取	意欲の向上や、中1ギャップ(小学校から中学校に進学
	(組み)	したときに、新しい環境での学習や生活リズムに馴染む
		ことができず、不登校等の諸問題につながっていく事態
		等)への対応といった観点から、義務教育9年間を現状
		の「6・3制」にとらわれず一体的にとらえ、小学校と
		中学校が連携して教育を行っていくための取組みを進め
		ている。
	少年サポートセンター	■ 大阪府、大阪府警察本部及び大阪府教育委員会の三者に
		よる連携のもと、非行防止活動のキーステーションとし
		て非行未然防止や立ち直り支援等、少年の健全育成のた
		めの活動を行っている。
	食育	■ 様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択
		する力を学び、健全な食生活を実践することができる人
		間を育てること。生涯にわたり、心もからだも健康で質
		の高い生活を送るために、子どもだけでなく、全ての人
		が対象となる。
	スクールソーシャルワー .	■ いじめや子どもの家庭環境による問題等に対処するた
	カー	め、児童相談所と連携したり、教職員を支援したりする
		福祉の専門家。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格
		をもつものが多い。依頼を受けた学校に派遣されて活動
	スマートフォン	する。 ■ インターネットやメール、スケジュール管理機能、動画・
		■ インダーネットやメール、スクシュール官理機能、動画・ 音楽の再生といったパソコンの機能性をベースに、通話
		機能を追加した端末のこと。従来の携帯電話と比べると、
		機能を追加した端末のこと。従来の携帯電話と比べると、 よりパソコンに近い操作性が特徴で、画面上に表示され
		るキーボードをタッチすることで文字の入力ができる。
	生活習慣病	■ 食習慣や運動習慣、喫煙、飲酒、睡眠、ストレスなどの
	工作日頃7円	■ 長音順や運動音順、突煙、臥眉、睡眠、ストレスなどの 生活習慣が要因となって引き起こされる病気の総称で、
		代表的なものに肥満、高血圧、脂質異常症、糖尿病があ
		る。これらは「死の四重奏」と呼ばれ、単独でも動脈硬
		他の発症のリスクを高めるが、重複することで心筋梗塞
		など命に関わる病気の危険がさらに高まる。
		。めて また区はく S / は / バッング・ C らって 日 タ の 0

	用語	解説
	青少年育成指導員	■ 青少年が健全に成長することができるよう、地域と連携
サ行		を取りながら健全育成事業、啓発活動、青少年団体の育
		成・指導者の養成等を行うボランティア団体の構成員で
		市教育委員会が委嘱する。主に非行防止や青少年健全育
		成のための街頭活動、青少年の文化・レクリエーション
		活動の援助及び指導助言などの活動を各小学校区で行っ
		ている。
	青少年育成指導員連絡協	■ 各小学校区の青少年育成指導員の連絡や共同事業の推
	議会	進、関係機関及び諸団体との連絡調整や協調を促進し、
		青少年の健全育成に係る活動の積極的な振興を図るため
		に青少年育成指導員で構成された組織。また、子どもた
		ちの健全育成や非行防止活動の充実を図るとともに、少
		年が非行に巻き込まれることを防ぐことを目的に、大阪
		府と少年非行防止活動ネットワークを構築している。
	青少年育成団体	■ 青少年の健全育成を目的として、団体間の相互協力によ
		る活動の活性化を目的に、守口市教育委員会によって設
		立された守口市少年団、守口市少年少女合唱団、守口市
		青少年吹奏楽団、守口市ジュニアブラスバンド、守口市
		バトングループのことで、守口市主催行事や「ファミリ
		ーフェスタ」などへの参加や独自の事業を積極的に展開
		している。
	青少年問題協議会	■ 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的な政
		策を立案・実施し、青少年の健全育成の推進を図るため、
		青少年の保護育成に関して、会長(市長)へ意見を具申
		し、調査、審議、連絡調整を行う。
	セクシュアル・ハラスメン	■ 性的嫌がらせを意味し、性的な言葉や行為によって相手
	 	の意思に反して不快や不安な状態に追いこむこと。異性
		に対して行う言動だけでなく、同性に対して行う言動も 含む。
	第二次守口市子ども読書	■ 平成 15 年 3 月に大阪府が策定した「大阪府子ども読書活
タ行	お一次、「ロート」とも記書	■ 十成 13 中 3 万 に 八阪州 か 泉足 した「八阪州 」 と 5 記書福 動推進計画」の趣旨を踏まえて策定した「守口市子ども
711		読書活動推進計画」は、子どもが読書の楽しさに気付く
		きっかけをつくり、子どもが自ら進んで本を読みたくな
		るような読書環境の整備を行うとともに、家庭・地域・
		学校等社会全体で総合的に支援する仕組みを構築するこ
		とを目指している。守口市子ども読書推進計画の成果を
		検証し、平成28年度中に第二次守口市子ども読書活動推
		進計画の策定を予定している。
		<u> </u>

資料編

	用語	解説
	地域型保育事業	■ 子ども・子育て支援新制度において公費負担の対象とな
タ行		る事業で、0~2歳の保育の必要性が認定された児童を
		保育する小規模な保育事業。(家庭的保育・小規模保育・
		居宅訪問型保育・事業所内保育事業)
	地域コーディネーター	■ 大阪府が実施した「地域コーディネーター養成講座」の
		修了者。地域で学校や団体等の相互の信頼関係を築くた
		めのつなぎ役として、中学校区ごとに行事支援や情報交
		換を実施している。
	中学校校区連携推進協議	■ 小・中学校、幼稚園・保育所、PTA、自治会、青少年
	会(すこやかネット)	育成団体、子育てグループ、NPOの関係者等、地域の
		幅広い人々が構成員となり、学校と地域との橋渡しをす
		る「教育コミュニティ」づくりの推進組織。
	出前授業	■ 市職員や企業等の外部の専門家など、その分野に精通し
		た講師などを小・中学校に招いて行う授業。
	テレワーク	■ 情報通信技術(ICT=Information and
		Communication Technology)を
		活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。
	特定事業主	■ 国の各府省や地方公共団体等。
	図書館司書	■ 図書館法第5条に定められた資格を有する者で、都道府
		県や市町村の公共図書館等で図書館資料の選択、発注及
		び受け入れから、分類、目録作成、貸出業務、読書案内
		などを行う専門職員。一般的に司書と言えば図書館司書
		をさす。
	認可外の保育施設等	■ 児童福祉法上の保育所に該当しない(都道府県知事の認
ナ行		可を受けていない) 保育施設。認可外保育所・認可外保
		育施設とも呼ばれる。

	用語	解説
	認定こども園	■ 就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提
ナ行		供する施設として、都道府県の認定を受けた施設。保護
		者が働いている、いないにかかわらず利用できる。認定
		こども園には以下の4つの種類がある。
		①幼保連携型:幼稚園と保育所が一本化した認可施設とし
		て、教育・保育を提供するタイプ
		②幼稚園型:認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための
		保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定
		こども園としての機能を果たすタイプ
		③保育所型:認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子
		どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで
		認定こども園としての機能を果たすタイプ
		④地方裁量型:幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の
		教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果
		たすタイプ
	パブリックコメント	■ 市の基本的な施策に関する条例案や計画等を策定、改定
ハ行		又は廃止する過程において、その趣旨、目的、内容その
		他必要な事項を市民等に公表し、これらについて市民等
		の意見及び情報を募り、提出された意見等を考慮して意
		思決定を行うとともに、当該意見等に対する実施機関の
		考え方を公表する手続。
	病児・病後児保育	■ 子どもが病気または病気の回復期にあって、保育所等で
		の集団保育が困難、もしくは服薬させる必要があるとい
		った場合に、医師の判断に基づいて利用できる保育サー
		ビス。
	フィルタリング	■ 違法・有害なウェブページ等を選択的に排除することの
		できる有害サイトアクセス制限サービスのこと。インタ
		ーネット上の有害な情報から子どもたちを守るため、イ
		ンターネットのウェブページを一定の基準で評価選別で
		きる。
	不妊	■ 妊娠を望む男女が、避妊をしていないのに 12 か月以上に
		わたって妊娠に至れない状態のこと(世界保健機構(W
		HO)の定義より)。

	用語	解説
	保育所	■ 就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保
ハ行		育する施設。そのうち、児童福祉法に基づき都道府県ま
		たは政令指定市もしくは中核市(権限委譲を受けた市を
		含む)が設置を認可した施設を認可保育所という。
	放課後児童健全育成事業	■ 児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が
		労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業
		の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適
		切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る
		事業。
	保護司会	■ 犯罪や非行を行った人など、保護観察を受けている人の
		更生を支えるボランティア団体。生活状況などの聞きと
		りや立ち直りに向けての相談支援等を行い、その結果を
		保護観察所に報告する。保護司は、保護司法の規定に基
		づき、都道府県内のいずれかの保護区に所属しており、
		保護区ごとに保護司会を組織している。
	母子・父子自立支援員	■ ひとり親家庭又は寡婦家庭に対し、生活一般の相談に応
		じ、経済・教育など諸問題の解決を助け、その自立に必
		要な指導にあたる。
	ママカフェ	■ 子育てについての悩みや不安がある親が集まり、悩みを
マ行		相談したり、課題に応じて保育士等のゲストを招き学習
		するなど、参加者が一緒に学び、交流することを目的と
		した講座。毎回、トークテーマを決めて、参加者同士の
		話し合う場を設けている。
	めざす子ども像	■ 各中学校区の保護者や地域、教職員で共有する義務教育
		9年間を見通した教育目標。
		各中学校区の現状をふまえて考えられた「義務教育9年
		間で子どもたちにつけたい力」「15歳までにどんな子ど
		もを育てるのか」という目標。
	守口親まなびの会 	■ 大阪府教育委員会主催の「親学習リーダー養成講座」を
		修了した守口市在住の人々で構成されたグループ。
		親となる準備期である中学生・高校生、子育て中や子育て
		を終えた人など幅広い世代を対象とした、親の役割やあ
	11.50	り方を学ぶ学習会。
=	幼稚園 	■ 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を
ヤ行		行う学校。

	用語	解説
	ワークショップ	■ 参加体験型グループ学習のこと。司会進行役の人は、参
ワ行		加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者は自由に
		意見を出し合い、互いの考えを尊重し、意見や提案をま
		とめていく。
	ワーク・ライフ・バランス	■ 「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人一人がやりが
	(仕事と生活の調和)	いや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすと
		ともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中
		高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選
		択・実現できる」ことを指す。

守口市子ども・子育て支援事業計画(分冊) 平成28年3月

発 行:守口市

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目2番5号

電話 (06) 6992-1665

企画編集:守口市こども部こども政策課



中口它



守口市シンボルキャラクター **もり吉**

守口市子ども・子育て支援事業計画(分冊)

~子どもの豊かな成長を ともに支えはぐくむまち 守口~

平成 28 年 3 月

守 口 市